

第8-5表（参考表） 若年者に対する最低賃金の特例

Reference table 8-5: Sub-minimum wages for youth

最低賃金, 社会保険料等に関する施策	
アメリカ	若年労働者に対する最低賃金の特例(連邦レベル) 20歳未満の労働者に対しては、勤務開始から90日間は4.25ドル／時の最低賃金が適用される。90日経過後、又は労働者が20歳になった時点で、通常の労働者の最低賃金である7.25ドル／時が適用される。
イギリス	若年者に対する最低賃金の特例 (1) 21歳以上(通常の労働者):5.93ポンド。 (2) 18～21歳:4.92ポンド (3) 16～17歳:3.64ポンド
フランス	若年者に対する最低賃金の特例 (1) 年少者 18歳未満の者は最低賃金額(SMIC)を減額可。ただし入職後6か月に達するまでで、17歳の者は10%、17歳未満のものは20%の減額。 (2) 見習契約による見習い訓練 年齢と訓練期間に応じて、最低賃金額を22～75%減額可。 雇用主の社会保険料の減免等 (雇用促進を目的とした)特殊雇用契約を結んだ事業主に対して、社会保険負担の軽減、補助金の支給が行われる場合が多い。

資料出所 厚生労働省(2006.3)「2004～2005年海外情勢報告」
アメリカ:公正労働法, 1996年改正(The 1996 Amendments to the FLSA)
フランス:労働・雇用・厚生省ホームページ